

座間市工事請負に関する条件付一般競争入札事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、座間市工事請負に関する条件付一般競争入札実施要綱（平成18年4月1日施行）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加要件)

第2条 条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の参加要件は、原則、地域区分（別表1）による第1地域の事業者とし、特殊な工事などにより入札参加者が確保できない場合等に、第2地域以降の事業者の入札参加ができるものとし、予定価格による参加基準（別表2）、地域別参加資格業者基準（別表3）及び格付基準（別表4）により定めるものとする。

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの要件を入札の参加要件として加えることができるものとする。

- (1) 工事成績評価結果
- (2) 社会貢献状況

2 工事成績評価結果を入札の参加要件とする工事は、座間市工事成績評価結果の公表に関する実施要領の対象となった土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事とする。

第2条の3 前2条の規定にかかわらず、共同企業体による参加を要件とする工事の場合には、座間市共同企業体取扱基準（令和3年4月1日施行）によるものとする。

(公告及び見積の期間)

第3条 入札に係る公告及び見積の期間は、次のとおりとする。

- (1) 公告期間は、公告した日から原則として10日以上
- (2) 見積期間は、設計図書を配付してから原則として10日以上
- (3) 公告に係る決裁は、契約主管部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(設計図書の配付)

第4条 設計図書は、原則としてかながわ電子入札共同システム内入札情報サービスシステムに添付するが、添付されていない設計図書については、市ホームページからダウンロードするものとする。ただし、A3判を超える図面は契約主管課窓口で閲覧ができるものとする。

(競争参加資格確認通知書)

第5条 競争参加資格確認通知書の送付に係る決裁は、契約主管課長が行う。

(書類の提出)

第6条 入札に係る落札候補者は、開札日の翌日（開札日の翌日が休庁日の場合は、翌日以降の開庁日）午前10時までに、公告で定める書類を、市長に提出するものとする。

(最低制限価格)

第7条 規則第18条第1項の規定による最低制限価格については、別表5によるものとし、適用する入札は公告で定める。

(現場説明会の廃止)

第8条 現場説明会は、行わないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 座間市工事請負に関する条件付一般競争入札実施要綱運用指針（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5（第7条関係）は、平成29年6月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条、別表2（第2条関係）及び別表4（第2条関係）は、この基準の施行以後

に公告する入札について適用し、施行前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5（第7条関係）は、この基準の施行以後に公告する入札について適用し、施行前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表5（第7条関係）は、この基準の施行以後に公告する入札について適用し、施行前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

地域区分

区分	事業所の所在地
第1地域	本店所在地が座間市内にあり、市の入札契約に関する代理人（以下「受任者」という。）を市外に設けていない登録業者
第2地域	第1地域及び本店所在地が座間市外にあり、座間市内に受任者を設けている登録業者
第3地域	第1地域から第2地域及び本店所在地が海老名市、綾瀬市、大和市、厚木市、愛川町又は清川村にあり、受任者を座間市内に設けていない登録業者
第4地域	第1地域から第3地域及び本店所在地が相模原市、秦野市又は伊勢原市にあり、受任者を座間市内に設けていない登録業者
第5地域	県内に、本店所在地又は受任者を設けている登録業者
第6地域	座間市に入札参加登録がされている登録業者

別表2（第2条関係）

予 定 価 格 に よ る 参 加 基 準

【工事及び製造の請負】

区 分	予定価格（税込み）	座間市格付等級（全地域区分共通）
土 木	500万円未満	C・D
	500万円以上～4,000万円未満	B・C・D
	4,000万円以上～1億円未満	A・B・C
	1億円以上～1億9,000万円未満	A・B
	1億9,000万円以上	A
建 築	4,000万円未満	B・C・D・E
	4,000万円以上～1億円未満	B・C・D
	1億円以上～1億5,000万円未満	B・C
	1億5,000万円以上～4億円未満	A・B
	4億円以上	A
舗 装	500万円未満	C・D
	500万円以上～4,000万円未満	B・C・D
	4,000万円以上～1億円未満	A・B・C
	1億円以上～1億5,000万円未満	A・B
	1億5,000万円以上	A
水 道 施 設	500万円未満	C・D
	500万円以上～4,000万円未満	B・C・D
	4,000万円以上～1億円未満	A・B・C
	1億円以上～1億5,000円未満	A・B
	1億5,000万円以上	A
電 気	500万円未満	C
	500万円以上～4,000万円未満	B・C
	4,000万円以上～1億円未満	A・B・C
	1億円以上～1億5,000万円未満	A・B
	1億5,000万円以上	A
管	500万円未満	C
	500万円以上～4,000万円未満	B・C
	4,000万円以上～1億円未満	A・B・C
	1億円以上～1億5,000万円未満	A・B
	1億5,000万円以上	A

区分	予定価格（税込み）	座間市格付等級（全地域区分共通）
造園	500 万円未満	C
	500 万円以上～4,000 万円未満	B・C
	4,000 万円以上～1 億円未満	A・B・C
	1 億円以上～1 億 5,000 万円未満	A・B
	1 億 5,000 万円以上	A
その他	格付等級設定なし	

※ 公告において参加を認めた場合、参加が可能となる。

※ 案件により、直近上位ランクの業者を参加可能とすることができるものとする。

別表3（第2条関係）

地域別参加資格業者基準

地域区分	参加資格業者数
第1地域	5者以上
第2地域	7者以上
第3地域	10者以上
第4地域	15者以上
第5地域	
第6地域	20者以上

※ ただし、予定価格（税込み）が300万円未満の場合は、3者以上とする。

別表4（第2条関係）

格付基準

【工事及び製造の請負】

工種	等級	経営事項審査総合評点	予定価格（税込み）
土木一式工事	A	931点以上	4,000万円以上
	B	701点～930点	500万円以上1億9,000万円未満
	C	501点～700点	1億円未満
	D	500点以下	4,000万円未満
建築一式工事	A	951点以上	1億5,000万円以上
	B	751点～950点	4億円未満
	C	651点～750点	1億5,000万円未満
	D	501点～650点	1億円未満
	E	500点以下	4,000万円未満
舗装工事	A	911点以上	4,000万円以上
	B	671点～910点	500万円以上1億5,000万円未満
	C	601点～670点	1億円未満
	D	600点以下	4,000万円未満
水道施設工事	A	1,001点以上	4,000万円以上
	B	721点～1,000点	500万円以上1億5,000万円未満
	C	501点～720点	1億円未満
	D	500点以下	4,000万円未満
電気工事	A	1,001点以上	4,000万円以上
	B	691点～1,000点	500万円以上1億5,000万円未満
	C	690点以下	1億円未満
管工事	A	901点以上	4,000万円以上
	B	691点～900点	500万円以上1億5,000万円未満
	C	690点以下	1億円未満
造園工事	A	901点以上	4,000万円以上
	B	691点～900点	500万円以上1億5,000万円未満
	C	690点以下	1億円未満

最低制限価格計算表

①予定価格（税抜き）	円		
②直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	円	直接工事費の額 ×0.97	※小数点以下第1位を四捨五入
③共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	円	共通仮設費の額 ×0.9	※小数点以下第1位を四捨五入
④現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額	円	現場管理費相当額 ×0.9	※小数点以下第1位を四捨五入
⑤一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	円	一般管理費相当額 ×0.68	※小数点以下第1位を四捨五入
⑥スクラップ評価額	円	スクラップ評価額相当額	※直接工事費とは別に積算している場合に限る
⑦最低制限価格の基礎となる金額	円	②+③+④+⑤-⑥	※小数点以下第1位を四捨五入
⑧最低制限価格割合	%	⑦÷①×100	※小数点以下第1位を四捨五入
⑨適用する最低制限価格割合	%	⑧=⑨ ただし、⑧の割合92%を超える場合には92%とし、75%に満たない場合には75%とする。	
⑩最低制限価格（税抜き）	円	①×⑨	※小数点以下第1位を四捨五入

※1 電気工事及び機械器具設置工事において「機器費」がある場合は、②直接工事費に合算する。「間接工事費」となる場合は、③共通仮設費に読み替える。「据付間接費」、「設計技術費」、その他項目がある場合は、④現場管理費相当額に合算する。

※2 特別なものについては、上記計算表②から⑧にかかわらず、⑨適用する最低制限価格割合として75%から92%の範囲内で、適宜の割合とすることができる。なお、解体案件については91%を適用する。